

理事長の任期に関する規程

令和3年4月1日 規程第198号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第74条第1項の規定に基づき、静岡県公立大学法人が設置する大学の学長となる理事長（以下「理事長」という。）の任期に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 理事長の任期は、3年とする。

2 理事長は再任されることが出来る。ただし、原則として再任は1回とする。

3 理事長が任期中に欠けたときの後任の理事長の任期は、前任者の残任期間とする。

(規程の改廃)

第3条 この規程を改廃する場合は、静岡県公立大学法人定款（以下「定款」という。）第11条第1項に規定する理事長選考会議の議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。